「第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)(案)」 に関するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

本市では、子どもや子育て支援に関する施策について、平成27年に相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)を策定し、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を計画的に推進してきましたが、今年度で計画期間が満了するため、第2次相模原市子ども・子育て支援事業計画(さがみはら子ども応援プラン)を策定いたします。

同計画の策定に当たり、市民の皆様からご意見を募集したところ、10人の方から36件のご 意見をいただきました。

この度、いただいたご意見の内容、及びそれに対する市の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

いただいたご意見を踏まえ、引き続き、計画を推進してまいります。

2 意見募集の概要

- ·募集期間 令和元年12月10日(火)~令和2年1月16日(木)
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、こども・若者政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館、広報さがみはら

3 結果

(1)意見の提出方法

| 意見数 | | 10人(36)件 |
|-----|-------|----------|
| | 直接持参 | 0人(0)件 |
| 内訳 | 郵送 | 1人(2)件 |
| | ファクス | 1人(9)件 |
| | 電子メール | 8人(25)件 |

(2)意見に対する本市の考え方の区分

ア:計画案等に意見を反映するもの

イ:意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

ウ:今後の参考とするもの

工:その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3)件数と本市の考え方の区分

| | rol slet | 市の考え方の区分 | | | |
|-------------------|----------|----------|-----|-----|---|
| 項目 | 件数 | ア | 1 | ウ | エ |
| 子どもの権利に関すること | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 学校における取組に関すること | 1 1 | 0 | 5 | 6 | 0 |
| 子どもの遊び場・居場所に関すること | 9 | 0 | 6 | 3 | 0 |
| 学校給食に関すること | 9 | 0 | 1 | 8 | 0 |
| 子どもの安全確保等に関すること | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合 計 | 3 6 | 0 | 1 8 | 1 7 | 1 |

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

| 通番 | 意見の趣旨 | 市の考え方 | 区分 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 子 | ・ どもの権利に関すること | | |
| <u>子</u> | 大人に対する子育て支援と共に、子ども 自らが自己形成をしていくための子ども に対する支援が不可欠であり、本計画にお いては、具体的な施策として、子ども自身 が自らの権利に気付き、主体的に生きてい くことを支援する取組が必要であると考 える。 | 子どもが自らを権利の主体として認識 し、自分らしく主体的に生きることを 者、はなび行政がそれぞれの役割を果た するため、子どもを取り巻く保育者、保 者、地域及び行政がそれぞれの役割を果た のため、第定した「相模原市幼児教育・ のため、第定した「相関り、それぞれの立場に おいて、協力した「相関り、それぞれの立場に おいたできるよう、幼児教育・保育の の充実など、様々な取組を進めているところです。 また、学齢期におきましては学習資料を 活用とも確保・充実などもが主体的にの を選境できるの確保・充実などもの健全な育成を がきると子どもの健全な育成を のため、育成を ものです。 今後にできましても、子どもをとして の市民が子子どものまた、デスともを の市民が子子ども自身がはたい。 | 1 |
| 2 | 相模原市子どもの権利条例が制定されてから約5年が経過しているが、現状においてはその効果が不十分であると感じているため、子どもの権利が浸透していくよう、具体的な仕組みづくりなど、更なる充実が必要であると考える。 | いくことができるよう、様々な機会を捉えて取組を進めます。 子どもが夢や希望を持ち成長できるまちを実現するため、子どもを権利の主体として尊重し、その権利を保障することは重要であると考えております。 そのため、本市の小中学校におきましては学習用パンフレットを児童生徒に配布するとともに、教職員に対しても学習用パンフレットを活用した指導を促し、普及啓発を図ってるところです。また、学校以外におきましても、「さがみはら子どもの権 | 1 |
| | | 利の日のつどい」の実施による普及啓発や、子どもの権利相談室による個別相談への対応など、保護者を含めた全ての人に子 | |

| | | 10 + - 45 711 (0)=>7 - + - - 144 | |
|----|------------------------------------------|--------------------------------------|----|
| | | どもの権利が浸透するよう、様々な機会を | |
| | | 捉え、子どもの権利保障の推進を図ってい | |
| | | るところです。 | |
| | | 今後も、子どもの権利が社会全体に浸透 | |
| | | していくよう、取組の充実を図ってまいり | |
| | | ます。 | |
| 3 | 子どもの自殺対策やいじめ予防につい | 子どもが夢や希望を持ち成長できるま | |
| | ては、子ども自らの人権意識等が重要であ | ちを実現するため、子どもを権利の主体と | |
| | り、また子育てや子育て支援をする大人の | して尊重し、その権利を保障することは重 | |
| | 人権意識等も重要であるため、それらを確 | 要であると考えております。 | |
| | 立させる取組が必要である。 | そのため、本市の小中学校におきまして | |
| | | は学習用パンフレットを児童生徒に配布 | |
| | | するとともに、教職員に対しても学習用パ | |
| | | ンフレットを活用した指導を促し、普及啓 | |
| | | 発を図ってるところです。また、学校以外 | |
| | | におきましても、「さがみはら子どもの権 | 1 |
| | | 利の日のつどい」の実施による普及啓発 | |
| | | や、子どもの権利相談室による個別相談へ | |
| | | の対応など、保護者を含めた全ての人に子 | |
| | | どもの権利が浸透するよう、様々な機会を | |
| | | 捉え、子どもの権利保障の推進を図ってい | |
| | | るところです。 | |
| | | 今後も、子どもの権利が社会全体に浸透 | |
| | | していくよう、取組の充実を図ってまいり | |
| | | ます。 | |
| 4 | | 4 9 0 | |
| - | 増加しているため、相談員等の増加が必要 | に対応するため、これまでも職員の拡充を | |
| | は考える。 | 進めてまいりました。 | 1 |
| | | 進めてよいりました。 今後につきましても、更なる体制の強化 | *1 |
| | | ラ後につさましても、更なる体制の強化を図ってまいります。 | |
| 22 | | で囚りによいであり。 | |
| | | 女学校の伴辺に広じ、圭小ケ粉をもらい | |
| 5 | 青少年教育カウンセラーやスクールソ | 各学校の状況に応じ、青少年教育カウン | |
| | ーシャルワーカー等に相談できる時間が 小ないため、十分な人的配置をしてほし | セラーやスクールソーシャルワーカーの | 1 |
| | 少ないため、十分な人的配置をしてほし | 配置方法を工夫するなど、学校支援体制の | |
| | いったおおおおおいましょう。 | 充実に努めてまいります。 | |
| 6 | 外国人英語指導助手(ALT)は、複数 | 令和2年度から全面実施となる小学校 | |
| | の学校につき1名ではなく、各校に1名の | 学習指導要領への対応等に向け、全小中学 | |
| | 配置としてほしい。 | 校に外国人英語指導助手(ALT)を配置 | ウ |
| | | するため、学校の規模や実態により複数の | |
| | | ブロックに分けた上での配置をしており | |

| | | ** | |
|-----|----------------------------------------|----------------------------------------------|---|
| | | ます。 | |
| | | 今後も引き続き外国人英語指導助手(A | |
| | | LT)の適切な配置に努めてまいります。 | |
| 7 | 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支 | 支援教育における人的支援の充実など、 | |
| | 援教育の推進には大賛成だが、特別支援学 | 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対 | 1 |
| | 級の人的配置に更に力を入れてほしい。 | 応する体制の更なる充実に努めてまいり | • |
| | | ます。 | |
| 8 | さがみ風っ子文化祭については、児童生 | さがみ風っ子文化祭につきましては、多 | |
| | 徒の日頃の学習活動の成果を発表するこ | 様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな | |
| | とを更に重視してほしい。小学校の連合運 | 心や創造性の涵養を目指した教育活動と | |
| | 動会及び連合音楽会については、日常の学 | なるよう今後も取組を進めてまいります。 | ウ |
| | 習活動への支障が大きいため、縮小化を検 | また、連合運動会及び連合音楽会に関す | |
| | 討してほしい。 | るご意見につきましては、今後の在り方を | |
| | | 考える上で参考にさせていただきます。 | |
| 9 | 学校施設の整備及び修繕等については、 | 学校施設の整備及び修繕等につきまし | |
| | 雨漏りや児童用ロッカーが小さいことな | ては、各学校と連携しながら改善が必要な | |
| | ど、早急に改善すべき点があると考える。 | 箇所を把握し、緊急性の高いものから順次 | |
| | | 修繕しているところです。 | 1 |
| | | 今後も引き続き、適切な学習環境の整備 | |
| | | に努めてまいります。 | |
| 1 0 | 小中連携教育は大切だと思うが、小中一 | 本市のキャリア教育においては、「つな | |
| | 貫教育に中学校区で取り組んだり、そこに | がる力」「自律する力」「乗り越える力」 がる力」「自律する力」「乗り越える力」 | |
| | キャリア教育を入れ込んで充実させよう | 「見通す力」の4つの力を育むこととして | |
| | という推進方法には反対。無理やりな感じ | おります。 | |
| | が大いにする。「キャリア=自立」がキー | これらの力を育むためには、子どもたち | |
| | と思われるが、それならば、小中それぞれ | の発達段階に応じ、一貫性・系統性を持っ | ゥ |
| | がこれまで取り組んできた特活や道徳等 | た教育活動の展開が必要となります。 | |
| | を充実させることに力を注げばよい。 | そのため、キャリア教育を軸として、 | |
| | | 小・中学校9年間を見通した連続性のある | |
| | | 学びを進めていくことが重要であると考 | |
| | | えています。 | |
| 1 1 | 基礎的・基本的な学力の定着は大切であ | 教員の体制につきましては、各学校が実 | |
| ' ' | り、少人数学級の実施、教員の増員が必要 | 「報真の体制につさなしては、日子校が美 情に応じて少人数学級、少人数指導等を実 | |
| | と考える。 | 施できるよう教員の加配をしているとこ | |
| | こうんな。 | | |
| | | ろです。 | ウ |
| | | 今後も基礎的・基本的な学力の定着に向した。 | |
| | | け、各学校の実状に応じた適切な教職員配置の出た名様取得の批准 | |
| | | 置や学力の保障に向けた各種取組の推進 | |
| | ************************************** | に努めてまいります。 | |
| 1 2 | 基礎的・基本的な学力を定着させるため | 教員の体制につきましては、各学校が実 | ウ |

| | T | T | 1 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| | には、教員を増員し、少人数学級を早期に 実現してほしい。また、学力保障推進事業 として民間委託で放課後補習教室が実施 されているが、もし効果がないなら止める べきと考える。 | 情に応じて少人数学級、少人数指導等を実施できるよう教員の加配をしているところです。 また、民間事業者を活用した小学校補習につきましては、テストや児童アンケートの結果から、基礎的・基本的な学力の習得や学習意欲の向上といった効果が得られているところでございます。 今後も基礎学力の定着に向け、各学校の実状に応じた適切な教職員配置や学力の | |
| | | 保障に向けた各種取組の推進に努めてま いります。 | |
| 1 3 | 基本的な生活習慣の確立に向けた取組 は必要であると思うが、出前授業やチラシ 等での周知では効果が薄いと考えられる ため、さらなる効果的な手法により取り組 む必要があると考える。 | 子どもの基本的な生活習慣の確立において、適度な睡眠時間や学習時間を確保したゆとりのある生活を送ることが必要と考えており、そうした基本的な生活習慣の妨げとなるようなスマートフォン(ゲームや SNS等)やテレビゲーム等の長時間使用が課題となっております。このため、ゲーム等の利用時間と学力との関係や、家庭内でのルールづくりの必要性などを理解していただくための取組を、学校関係者や青少年関係団体等で構成する青少年問題協議会と連携し進めており、今後も引き続き取組を推進してまいります。 | 1 |
| 1 4 | 市立小中学校の水泳プールの開放については、減少させることなく、有効に活用してほしい。 | 市立小中学校の水泳プールの開放については、本計画に沿い、推進してまいります。 | ゥ |
| 1 5 | 中学校における部活動の充実と教員の | ^。 部活動技術指導者及び部活動指導員の | |
| | 多忙化解消のため、「技術指導者」の派遣や、「部活動指導員」の配置を早急に進めてほしい。 | 配置につきましては、人材を確保できる仕組みを検討しながら取組を進めてまいります。 | 1 |
| 子 | どもの遊び場・居場所に関すること | | |
| 1 6 | 公立児童クラブにおける責任の所在を 明確にしていただきたい。 以前、自分の子が児童クラブに在籍して いた際に、責任の所在が曖昧な運営体制に 不安を感じていた。民間児童クラブにおい ては施設ごとに責任者を置いていること が多いため、同様にクラブごとに長を置く | 児童クラブへの責任者の配置につきまして、こどもセンターと併設する児童クラブにおきましては、こどもセンターの館長を責任者として配置しており、小学校の余裕教室等を活用した児童クラブにおきましては、市職員の巡回指導等により、適切な対応に努めているところです。 | 1 |
| | <u> </u> | <u> </u> | l . |

| | ことが望ましいと考える。 | また、令和元年度から規模の大きな児童 | |
|-----|-----------------------------|--------------------------------------------|---|
| | | クラブを中心に公立小中学校の校長等の | |
| | | 経験者を責任者として配置しており、今後 | |
| | | もこうした取組を拡大し運営体制の充実 | |
| | | を図ってまいりたいと考えております。 | |
| 1 7 | 公立児童クラブについて、受入枠を拡大 | 公立児童クラブは、現在、小学校3年生 | |
| | し、6年生まで入所できるようにしていた | までの低学年を対象としておりますが、将 | |
| | だきたい。 | 来的には可能な範囲で高学年の受入れを | |
| | 4 年生以上の児童は障害等の理由が無 | 行いたいと考えており、その検証を行うた | |
| | いと入所できないこととなっているが、4 | めのモデルとして、市内3箇所(桂北・光 | |
| | 年生の子どもを自宅に1人きりにさせる | が丘・もえぎ台)の児童クラブで4年生の | ウ |
| | のは心配である。 | 受入れを実施しているところです。 | |
| | | 今後は、低学年児童の入会状況を考慮す | |
| | | るとともに、地域性や施設の形態なども踏 | |
| | | まえながら、受入枠の拡大を検討してまい | |
| | | ります。 | |
| 1 8 | こどもセンターや児童館等、子どもにと | 子どもの遊び場や居場所につきまして | |
| | って身近で安全・安心な、子どもの拠り所 | は、こどもセンターや児童館の設置、公園 | |
| | となる施設がもっと必要であると考える。 | 等の整備、自治会等が設置する「子どもの | |
| | 居住している地区には自治会館はある | 広場」の整備支援等により、確保と充実を | |
| | │ │が、積極的に子どもを迎え入れる施設では | 図っているところです。 | |
| | ないため、やはり専門的な知識を持った職 | 今後は学校等の公共施設の有効活用等 | , |
| | 員が常駐し、子どもたちがいつでも立ち寄 | を検討し、更なる充実に努めてまいりま | 1 |
| | │ │れる施設が必要であると思う。 また、 最寄 | 5 . | |
| | りのこどもセンターは子どもにとっては | | |
| | 遠く、身近とは言えないため、安全面も考 | | |
| | 慮し、近距離に施設があることが望まし | | |
| | l1. | | |
| 1 9 | ングライス | 公立児童クラブにおきましては、円滑な | |
| | 見を運営に反映させるために、定期的に保 | 事業運営のため、保護者をはじめ自治会や | |
| | 護者会を開催する必要があると考える。 | 民生委員・児童委員など地域の団体等で構 | |
| | | 成する「運営委員会」を設置し、定期的に | |
| | | 会議を開催しているところです。今後も引 | 1 |
| | | き続き会議等を通して情報収集や意見交 | |
| | | 換を行い、円滑な事業運営や児童の指導、 | |
| | | 育成の充実に努めてまいります。 | |
| 2 0 | 老朽化が進んでいるこどもセンターや | こどもセンターや公立児童クラブを含 | |
| - 0 | 公立児童クラブを計画的に改修していく | ここのピングードムエルエグラグで日 めた公共施設につきましては、各長寿命化 | |
| | ために、計画を策定する必要があると考え | 計画に基づき改修していくこととしてお | イ |
| | る。 | ります。学校施設に併設されている公立児 | |
| | 0 0 | ノの シ゚゚ 〒沢地区に川区に10 C V でムサル | |

| | | 童クラブにつきましては、学校の改修計画 | |
|-----|--------------------------|----------------------------|---|
| | | | |
| | | などを考慮しながら、安全で快適な状態を | |
| | | 維持するために、適宜、必要な修繕や更新 | |
| | | 等を行ってまいります。 | |
| 2 1 | 民間児童クラブについては、経済的に運 | 民間児童クラブへの支援につきまして | |
| | 営が困難なところもあることから、その運 | は、現況調査や情報交換会などを通し、民 | |
| | 営実態を把握し、状況に応じて補助など手 | 間児童クラブの実態を把握した上で、運営 | |
| | 厚くする必要があると考える。 | 費補助のほか、職員の処遇改善補助など | 1 |
| | | 様々な支援を行っているところです。引き | • |
| | | 続き民間児童クラブなどからご意見を伺 | |
| | | いながら新たな支援策を検討してまいり | |
| | | ます。 | |
| 2 2 | 児童クラブにおける待機児童対策と共 | 児童クラブにおける待機児童対策につ | |
| | に、公立児童クラブにおける4~6年生の | きましては、毎年度、学校施設の余裕教室 | |
| | 入所対策について、具体的な内容を示して | 等を活用して定員拡大を図るとともに指 | |
| | ほしい。 | 導員等の確保などを行っており、今後も民 | |
| | | 間児童クラブとも連携を図りながら、待機 | |
| | | 児童の解消に向けた対策を進めてまいり | |
| | | ます。 | |
| | | また、公立児童クラブは、現在、小学校 | |
| | | 3年生までの低学年を対象としておりま | |
| | | すが、将来的には可能な範囲で高学年の受 | ウ |
| | | 入れを行いたいと考えており、その検証を | |
| | | 行うためのモデルとして、市内3箇所(桂 | |
| | | 北・光が丘・もえぎ台)の児童クラブで4 | |
| | | 年生の受入れを実施しているところです。 | |
| | | 今後は、低学年児童の入会状況を考慮す | |
| | | るとともに、地域性や施設の形態なども踏 | |
| | | まえながら、受入枠の拡大を検討してまい | |
| | | ります。 | |
| 2 3 | │ │ 児童クラブにおいても監視カメラやセ | 公立児童クラブの防犯カメラ等の設置 | |
| | ンサーライトの設置が必要であると考え | につきましては、児童の安全や防犯対策 | |
| | 3. | 上、有効であると考えておりますので、課 | |
| | | 題を整理し、順次設置に向けて検討してま | ゥ |
| | | いります。また、民間児童クラブにつきま | |
| | | しても、設置促進に向けた支援策を検討し | |
| | | てまいります。 | |
| 2 4 | こどもセンター等の指導員の資質向上 | こどもセンター等の児童厚生施設に従 | |
| | は必要であるため、資格取得の機会を多く | 事する職員につきましては、子どもが安心 | 1 |
| | 設けるなどしてほしい。 | サッの職員にプロス ひては、 | ' |
| | 以このなりではして。 | して女主に過こせるよう、 | |

| | | 研修など、年30回程度の研修を計画的に | |
|-----|---------------------|---------------------|---|
| | | 実施し、資質向上に努めております。この | |
| | | うち、放課後児童支援員としての資格が必 | |
| | | 要な児童クラブの指導員につきましては、 | |
| | | 神奈川県が実施する認定資格研修を受講 | |
| | | させております。 | |
| | | 今後も引き続き職員の資質の向上に努 | |
| | | めてまいります。 | |
| 学校約 | 給食に関すること | | |
| 2 5 | 中学校における給食については、小学校 | 今後の中学校給食のあり方につきまし | |
| 同 | 様に全員喫食にしていただきたい。 | ては、学校給食の質や食育の充実を図るこ | |
| | 昼食を用意できない生徒のみを対象と | とを基本にしながら、児童・生徒の将来人 | |
| す | ると、他の生徒から「家庭が貧しい」「親 | 口の動向や地域特性などを踏まえ、本市に | |
| か | ら愛されていない」等と思われる可能性 | ふさわしい提供体制について検討してま | ウ |
| が | あり、また、全員喫食にすることにより、 | いりたいと考えております。 | |
| ے | れまで親がお弁当を作るために費やし | | |
| て | いた時間を、子どもと過ごす時間に充て | | |
| る | ことができるようになると考える。 | | |
| 2 6 | 中学校における給食については、将来的 | 今後の中学校給食のあり方につきまし | |
| に | は全員喫食になるよう目指すべきであ | ては、学校給食の質や食育の充実を図るこ | |
| る | と考える。 | とを基本にしながら、児童・生徒の将来人 | |
| | デリバリー給食を利用している生徒の | 口の動向や地域特性などを踏まえ、本市に | ウ |
| 方 | が少ない現状においては、利用すること | ふさわしい提供体制について検討してま | |
| で | 他の生徒から「事情のある家庭」と思わ | いりたいと考えております。 | |
| れ | てしまう可能性がある。 | | |
| 2 7 | 中学校における給食については、全員喫 | 今後の中学校給食のあり方につきまし | |
| 食 | にすべきと考える。 | ては、学校給食の質や食育の充実を図るこ | |
| | 選択制のデリバリー給食は、利用するこ | とを基本にしながら、児童・生徒の将来人 | |
| ٤ | で他の生徒から貧困等の家庭事情を疑 | 口の動向や地域特性などを踏まえ、本市に | |
| わ | れ、それがいじめに繋がってしまう可能 | ふさわしい提供体制について検討してま | |
| 性 | がある。さらに、冷たく美味しくないこ | いりたいと考えております。 | ウ |
| ح | もあり、昼食を抜いてしまうことなどが | | |
| 考 | えられる。成長期の中学生にとって食事 | | |
| は | 大事な要素であるため、全員喫食が必要 | | |
| で | あり、地場野菜を使用することが望まし | | |
| 61 | と考える。 | | |
| 2 8 | 中学校においても小学校同様に完全給 | 本市の中学校給食はデリバリー給食も | |
| 食 | を実施してほしい。 | 含め、学校給食法に掲げる学校給食実施基 | , |
| | | 準や学校給食衛生管理基準等に基づき、市 | 1 |
| | | の栄養士が献立作成や食材発注を行い、主 | |

| 1 | | T | |
|-----|---------------------------------------------|--------------------------------------------------|----|
| | | 食・おかず・牛乳が揃った「完全給食」と | |
| | | して実施しているところです。 | |
| 2 9 | 基本目標2 「子どもの育ちを支える機 | 今後の中学校給食のあり方につきまし | |
| | 能の充実と人材の確保」、基本目標4 「子 | ては、学校給食の質や食育の充実を図るこ | |
| | どもと親の健康づくりの推進」を実現する | とを基本にしながら、児童・生徒の将来人 | ウ |
| | ために、中学校における自校方式での給食 | 口の動向や地域特性などを踏まえ、本市に | ., |
| | が必要であると考える。 | ふさわしい提供体制について検討してま | |
| | | いりたいと考えております。 | |
| 3 0 | 中学校における給食については完全給 | 今後の中学校給食のあり方につきまし | |
| | 食にすべきであり、アレルギー対策、食育、 | ては、学校給食の質や食育の充実を図るこ | |
| | 食中毒・災害対策の観点から、自校方式が | とを基本にしながら、児童・生徒の将来人 | |
| | 望ましいと考える。 | │ │口の動向や地域特性などを踏まえ、本市に | |
| | │ │ 小中学校は心と身体が成長する時期で | ふさわしい提供体制について検討してま | ウ |
| | │ │あるため、利便性やコストを重視せず、未 | いりたいと考えております。 | |
| | 来ある子どもへの投資として、学校給食の | | |
| | 充実が必要である。 | | |
| 3 1 | 学校ごとに食育が推進されるよう、学校 | | |
| | ごとに栄養士を配置し、さらに小学校同士 | ては、学校給食の質や食育の充実を図るこ | |
| | の親子給食方式ではなく自校給食が必要 | とを基本にしながら、児童・生徒の将来人 | |
| | であると考える。 | │ ロの動向や地域特性などを踏まえ、本市に | ウ |
| | | ふさわしい提供体制について検討してま | |
| | | いりたいと考えております。 | |
| 3 2 | | 今後の中学校給食のあり方につきまし | |
| 3 2 | リー給食ではなく、理想的には自校給食方 | ては、学校給食の質や食育の充実を図るこ | |
| | 式、最低でもセンター方式での給食に切り | とを基本にしながら、児童・生徒の将来人 | |
| | 替えていくべきと考える。 | 口の動向や地域特性などを踏まえ、本市に | ウ |
| | | ふさわしい提供体制について検討してま | |
| | | いりたいと考えております。 | |
| 3 3 | 子育て家庭の経済的な負担を軽減させ | 給食費につきましては、学校給食法に基 | |
| 5 5 | これに、給食費を無償にしてはどうか。 | づき、施設及び設備に要する経費や人件 | |
| | るために、温度質を無償にひてはとうが。 経済的に困窮している家庭において、給 | 費、光熱水費等は公費で負担し、食材費の | |
| | 食費の支払いは大きな負担となっている。 | 黄、九黙が真寺は公真で真担し、長術真の みを保護者に負担いただいているところ | |
| | | | |
| | 子育てがしやすい環境づくりとして給食 | です。 *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** | |
| | 費を無償化することで、より豊かに子育て | 本市では経済状況が厳しいご家庭の児 | ウ |
| | ができるようになり、さらには出生率の増加などが期 | 童生徒に対して、生活保護や就学援助制度 | |
| | 加や、本市へ移り住む家庭の増加などが期 | により保護者負担分を援助するなど、必要 | |
| | 待できると考える。 | な支援を講じているところであり、さらな | |
| | | る子育で支援につながる給食費の無償化 | |
| | | につきましては、御意見として承り、今後 | |
| | | の取組の参考にさせていただきます。 | |

| 子 | | | |
|-----|---------------------------|--------------------------------|---|
| 3 4 | 鹿沼児童交通公園については、淵野辺駅 | 児童交通公園につきましては、より多く | |
| | 南口周辺の再整備において廃止されるこ | の子どもや親子連れが楽しむことができ、 | |
| | となく、存続させてほしい。 | また、交通ルールを学べる場となるよう、 | 1 |
| | - | 機能向上を図りつつ、存続してまいりたい | |
| | | と考えております。 | |
| 3 5 | 都市公園には子どもの遊び場や災害時 | 現在、相模総合補給廠共同使用区域内の | |
| | │ │の避難場所としての機能があるが、そのよ | ┃ ┃ 1 0 h a について、都市公園としての整備 | |
| | うな公園が少ないと思われるため、相模総 | を実施しており、今後順次供用を開始する | 1 |
| | 合補給廠の返還地等において、さらに整備 | 予定となっております。 | |
| | を推進してほしい。 | | |
| 7 | -の他 | | |
| 3 6 | 英語によるコミュニケーション能力の | 異なる言語、文化、価値等を理解しあい | |
| | 向上や国際親善のために、本市に居住して | 関係を構築するため、国際共通語である英 | |
| | いる在日米軍の家族と本市の子どもが交 | 語によるコミュニケーション能力ととも | |
| | 流する機会を設けてはどうか。 | に、多文化・多言語を学ぶことを通して、 | |
| | | 他者に対する受容的、共感的態度を育むこ | |
| | | とは重要であると捉えております。 | |
| | | 本市におきましては、在日米軍基地の近 | |
| | | 隣の小学校では基地内の子どもたちとの | |
| | | 交流の機会を設けており、また近隣でない | |
| | | 各学校においても、教科における学習はも | |
| | | とより、国際交流ラウンジや近隣の大学と | エ |
| | | 連携し、外国人留学生と文化や習慣を体験 | |
| | | する授業を通して、国際理解や多文化共生 | |
| | | の大切さを学ぶ取組などを実施しており | |
| | | ます。 | |
| | | さらに学校における取組以外にも、外国 | |
| | | 人市民との交流を通じて相互理解を深め | |
| | | るため、国際交流イベントを開催しており | |
| | | ます。 | |
| | | いただきましたご意見も踏まえ、こうし | |
| | | た取組を推進してまいります。 | |